

国民生活センターからの要望を受けずに消費者庁から関係機関等へ要求等の対応を行ったもの (国民生活センターから情報提供のみがあったものも含む)

【平成 21 年 9 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日 (国会報告第 1 回)】

	実施時期	件名	内容	情報提供
1	平成 21 年 10 月 7 日	「太陽光発電装置等の販売に係る消費者トラブルへの対応について」	太陽光発電装置等に係る消費者相談が増加傾向にあり、その相談内容も多岐にわたる傾向にある状況を踏まえ、独立行政法人国民生活センターによる注意喚起と併せ、経済産業省に対し、被害の未然防止を図るための取組について協力を要請する等の措置を講じた。	あり
2	平成 21 年 11 月 4 日	「就職活動中の学生を対象とした強引な英会話等の勧誘をめぐる消費者トラブルへの対応について」	英会話教室やリクルート講座を長期間にわたり強引に勧誘するなどの消費者トラブルが増加していることを踏まえ、独立行政法人国民生活センターによる注意喚起と併せ、文部科学省を通じ各大学等に所属する学生に対する注意喚起の協力を要請。	あり

【平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日 (国会報告第 2 回)】

	実施時期	件名	内容	情報提供
3	平成 22 年 4 月 14 日	日本に輸入される食用油等及び飼料用油脂等の衛生管理の徹底について	平成 22 年 3 月 19 日以降、「中国で使用されている食用油の約 1 割が廃油を再利用した有害な油であったとの調査結果が出た」、「中国政府において飲食店等における有害な油の使用禁止を徹底する旨の通知が発出された」旨の報道を受け、消費者庁から事業者団体に対し、日本に輸入される食用油等の衛生管理の徹底するよう、当該団体の会員に対する周知を要請。	無し
4	平成 22 年 4 月 27 日	遊具に起因する重大事故等の情報提供並びに遊具の安全確保対策について	遊具に起因する重大事故等が消費者安全法に基づき複数通知されてきていることから、消費者庁において、関係機関等と連携を図り事故原因調査等を行い、事故原因調査の概要及び安全確保のための対策について取りまとめ、同種事故の発生防止を図る観点から、各都道府県及び政令指定都市の消費者担当部局並びに関係省庁に対し通知。これを受け、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省から配下の関係機関に対して周知徹底等を依頼する旨の事務連絡を発出。	無し
5	平成 22 年 5 月 19 日	こんにやく入りゼリーによる窒息事故の再発防止策の周知徹底	こんにやく入りゼリーによる窒息事故の再発防止について、独立行政法人国民生活センターにより実施された実態調査において、一部改善の図られていない状況が確認されたことを受け、	無し

	実施時期	件名	内容	情報提供
		について	再発防止策の徹底を図る観点から、製造及び流通関係団体等に対し、再発防止策の周知徹底を要請。	
6	平成 22 年 7 月 26 日	こんにやく入りゼリー等による窒息事故の再発防止に係る周知徹底及び改善要請について	「食品 S O S 対応プロジェクト報告」では、多くのこんにやく入りゼリーについて、重篤な窒息事故につながり得るリスク要因を複数有していると指摘することが可能な知見が確認されたことを受け、再発防止に係る周知徹底及び改善要請を図る観点から、関係機関、関係団体に対しその旨を通知。	無し
7	平成 22 年 9 月 17 日	「折りたたみ自転車（小径車）」の事故の再発防止に関する経済産業省への資料の提出の協力依頼について	折りたたみ自転車（小径車）の走行中の事故情報が 2 件通知されたことに伴い、事故原因が調査中の段階ではあるものの、当該自転車の安全性について、消費者が使用上の注意を払うとともに、製品に一定の品質が確保されることが必要と考えていることから、事故の再発防止に関する経済産業省の考え方について、資料提出の協力を依頼。	無し

【平成 22 年 10 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日（国会報告第 3 回）】

	実施時期	件名	内容	情報提供
8	平成 22 年 10 月 7 日	焼肉業者における焼肉メニュー表示の適正化について	焼肉業者が加盟する団体に対して、コース以外の部位の肉を提供する料理に「コース」等の表示を行うことが景品表示法に違反することを伝え、傘下焼肉業者への周知及び指導を求めた。	無し
9	平成 22 年 10 月 8 日	医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る関係施設への注意喚起及び関係事業者・団体への働き掛けについて	医療・介護用ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等について、厚生労働省に対して介護保険施設、老人福祉施設及び医療機関への注意喚起を、経済産業省に対して医療・介護用ベッド用手すりの製造・販売等を行っている関係事業者・団体への事故防止の対応等の働き掛けを依頼。 厚生労働省は、同日付で各都道府県等に対して関係施設への注意喚起の周知徹底等を依頼。また、経済産業省は、10 月 19 日付けで関係団体等に対して傘下の各社に注意喚起内容を周知徹底するよう依頼した。	無し
10	平成 22 年 10 月 13 日	アップルジャパン社に対する協力依頼及び消費者への注意喚起について	携帯型音楽プレーヤー（iPod nano（第 1 世代））の過熱等の事故の多発に伴い、平成 22 年 7 月 28 日に経済産業省がアップルジャパン社に対して消費生活用製品安全法に基づく報告徴収を求めるとともに、同年 8 月 6 日、同社に対して事故の再発防止等の指示を行った。これを踏まえ、8 月 11 日に同社が消費者の申出により対象全品のバッテリー交換を行う旨を公表した	無し

	実施時期	件名	内容	情報提供
			<p>が、同年9月にも複数の事故情報があり、中にはバッテリー交換のことを知らない消費者もいた。消費者庁は同社に対し、一層効果的な広報を要請し、バッテリー交換件数の資料提出を依頼するとともに、消費者に対して注意喚起を行った。</p> <p>なお、バッテリー交換件数の資料については、経済産業省から同社の報告が毎月通知されている。</p>	
11	平成 22 年 10 月 22 日	エアゾール式簡易消火具の破裂事故について	<p>ヤマトプロテック株式会社が製造したエアゾール式簡易消火具の変形や液漏れ・亀裂、破裂等の消費者事故等の通知が多数あった。消費者庁が同社に確認したところ、同社としてはこれまでに関係機関との協力の上原因究明の調査を行い「主原因は充填薬剤に対する内面塗膜の耐薬剤性がよくなかった」こととしており、平成 17 年 7 月以降、同社において製品を特定し、対象製品約 184,000 本の自主回収を実施しているところであった。しかしながら、同社によれば、これらのうちのかなりの部分がいまだ廃棄されていない状態にあると考えられる、とのことを踏まえ、消費者庁は、エアゾール式簡易消火具を購入等したことのある消費者に対し、今一度確認を呼びかけ、対象製品を有している場合には速やかに同社に回収を求めるよう注意喚起を行った。また、同社に対し、当該製品を有する消費者からの問い合わせに確実にかつ速やかに対応できる体制の強化、回収のための同社の連絡先の周知に取り組むことを要請し、これらの同社の取組みについて関係団体等に対して周知の協力を要請した。</p> <p>同社では、対象製品に係る問合せの受付体制を拡大するとともに、各自治体・流通関係機関等への回収に係る周知活動を継続的に実施している。</p>	無し
12	平成 22 年 12 月 21 日	おむつ交換台からの転落による事故の防止について	<p>おむつ交換台からの転落に係る消費者事故等の通知を受け、子どもの事故を防止する観点から、消費者に注意喚起を行うと共に、厚生労働省、国土交通省、経済産業省及び都道府県等に対して、地方公共団体や事業者が管理・運営する公共施設、集客・商業施設などに設置されているおむつ交換台に関し、目に付くところへの警告表示の貼付の徹底や点検の実施等について、関係する団体等へ通知するよう依頼した。</p> <p>厚生労働省、国土交通省、経済産業省は、関係する団体等に対し、おむつ交換台における警告表示の徹底や点検の実施等について周知の依頼を行った。</p>	無し
13	平成 22 年 12 月 28 日	こんにやく入りゼリー等による窒息事故リスクの低減に係る周	<p>「こんにやく入りゼリー等の物性・形状等改善に関する研究会報告書」（平成 22 年 12 月 22 日）にて、一口サイズで破断応力、破断ひずみとも大きく砕けにくいゲル状食品は咽頭閉塞を</p>	無し

	実施時期	件名	内容	情報提供
		知徹底及び改善要請について	起こす傾向があること、子どもの接触機会低減につながるような方法で販売する必要があること等が具体的に指摘されたことを受け、同製品による窒息事故の発生リスクを低減しその再発防止を図るため、関係団体等に対して、同食品の製造または販売に関し、改善を要請した。	
14	平成 22 年 12 月 28 日	入浴施設の排(環)水口による事故への対応の要請について	浴槽側面の排環水口の蓋が外れており、子供が足の先を吸い寄せられて打ちつけたとの事故の通知を受け、厚生労働省を通じて、入浴施設の業界団体等に対し、排環水口の蓋等がきちんと装着されているかの日常点検や、安全な構造であるかの確認など、吸い込み事故防止のための措置を適切に講じるよう団体会員に対し周知すること等を要請した。	無し
15	平成 23 年 1 月 31 日	自転車用幼児座席リコール実施の周知等に関する協力要請	ブリヂストンサイクル株式会社製の自転車用幼児座席に幼児を乗せて走行中に、足乗せ部の支柱が折れ、幼児の足が車輪に巻き込まれる事故の発生を受けて、同社よりリコールの実施状況について報告を受けた。その際に、同社より、リコール対象製品を使用されている可能性が高い方々に直接リコールの周知を図りたいなどの意向が示されたこともあり、各都道府県及び政令指定都市の消費者担当部局並びに独立行政法人国民生活センターに対し、消費者への注意喚起及びブリヂストンサイクル株式会社の取組みへの協力を要請した。	無し
16	平成 23 年 1 月 31 日	エア遊具の事故防止に関する地方公共団体及び関係事業者に対する要請について	平成 22 年 11 月 23 日に滋賀県高島市でクッション状の遊具(エア遊具)による消費者事故等が発生したことを受けて、本件事故に関する情報の集約・分析を行うにあたり、本消費者事故等の内容、本件遊具の設置状況、設置者やイベント主催者の対応の状況等を把握するため、同年 12 月 3 日に同市に対して資料の提出を依頼した。同市から提供された資料や一般社団法人日本エア遊具安全普及協会が策定した「安全運営の 10 ヶ条」を踏まえ、同種事故の再発防止のため、平成 23 年 1 月 31 日に、地方公共団体及び関係事業者に対して、関係者への安全管理の徹底の周知等を要請することを公表した。	無し
17	平成 23 年 2 月 4 日	医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る施設管理者への注意喚起の徹底について	平成 22 年 10 月 8 日に、医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟んでしまう事故に関し、厚生労働省及び経済産業省を通じて、介護保険施設、老人福祉施設及び医療機関の施設管理者並びに関係事業者・団体に対し、事故の防止に向けた取り組みを行うよう依頼したところであるが、その後発生した同種の死亡事故では、当該事故の発生した医療機関に依頼が周知されておらず、要請の内容を知らなかったという事実を把握したため、厚生労働省に対し、都道府県等を通じての全関係施設の施設管理者への再度の注意喚起を依頼した。 厚生労働省は、2 月 9 日付けで各都道府県等に対し、関係施設への注意喚起の再周知の徹底	無し

	実施時期	件名	内容	情報提供
			を依頼した。	
18	平成 23 年 2 月 22 日	クーポン共同購入ウェブサイトにおける表示の適正化について	グループンサイトにおいて商品を供給していた事業者の価格表示等について措置命令を行った際に、グループン・ジャパン株式会社に対し、グループンサイトにおける表示の適正化のため、同サイトを通じて事業者が商品又は役務を供給する際の表示内容の適正な審査基準の策定、従業員に対する適正な価格表示についての周知徹底等の措置を講じることにより、景品表示法違反を惹起することのないよう要請した。	あり
19	平成 23 年 2 月 28 日	インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について	インターネットにおいて健康食品等の虚偽・誇大表示のおそれのある文言等を含む表示をしていた事業者に対し、表示の適正化を求めるメールを送信するとともに、このことをショッピングモール運営事業者にも通知し、協力を要請した。	無し

【平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日（国会報告第 4 回）】

	実施時期	件名	内容	件数	情報提供
20	平成 23 年 4 月 27 日	消費者庁及び消費者委員会設置法第 5 条の規定に基づく資料の提出の協力依頼について(出荷制限期間中に千葉県香取市産ハウレンソウが出荷されたことに関する資料提出の協力依頼)	千葉県香取市産ハウレンソウについては、平成 23 年 4 月 4 日の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から千葉県知事に対し、4 月 22 日までの間、関係事業者等に対し出荷を差し控えるよう要請する旨指示が行われていたが、一部の生産者及び市場関係者が要請に従わず出荷が行われていたことが判明。消費者庁が今後行う消費者への注意喚起等の事務を遂行するため、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成 21 年法律第 48 号)第 5 条の規定に基づき、平成 23 年 4 月 27 日付で、農林水産大臣及び厚生労働大臣に対して、本件に関する事実関係や農林水産省及び厚生労働省の対応に関する資料を早急に提出するよう協力を依頼した。	2	無し
21	平成 23 年 6 月 13 日	出荷制限期間中に千葉県香取市産ハウレンソウが出荷されたことに関する調査報告の周知について(依頼)	出荷制限期間中に千葉県香取市産ハウレンソウが出荷されたことについて、農林水産大臣及び厚生労働大臣から提出された資料(4 月 27 日付協力依頼に対する回答)及び消費者庁が関係者に対して行った調査結果をもとに、問題点の把握とその再発防止策を検討し、結果を取りまとめた。この教訓をいかし、食品の出荷制限の指示がなされた場合には、本報告が積極的に活用され、食品の出荷制限に係る対応が徹底されるよう、平成 23 年 6 月 13 日付で、農林水産大臣及び厚生労働大臣に対し、関係自治体の担当部局に対する本報告の周知を依頼した。	2	無し
22	平成 23 年 7 月 19 日	福島県で飼養されている牛の出荷制限に係る消費者への情報提	福島県で飼育されている牛については、福島第一原子力発電所の事故後も水田に放置されていた稲わらを給与したことにより、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セ	2	無し

	実施時期	件名	内容	件数	情報提供
		供等に関する要請	シウムが検出されたとの報告が相次いだ。こうした状況を踏まえ、厚生労働省及び農林水産省では、食品の安全確保のための様々な措置を講じている。しかしながら、これらの措置内容及びその結果が必ずしも消費者に十分伝わっているとは言い難く、消費者庁としても、農林水産省及び厚生労働省とともに、消費者の安全・安心の確保の観点から、本件に関する情報をより積極的に周知するため、平成23年7月19日付で、農林水産大臣及び厚生労働大臣に対し、これまでの取組をより一層徹底し、暫定規制値を超えた牛肉が消費者へ流通することのないよう確実な措置のお願い及び引き続き消費者庁への速やかな情報提供の協力を要請した。		
23	平成23年 9月7日	貴金属等の訪問買取に関する留意点の公表	消費者安全法第14条第1項に基づき、消費者事故等が疑われる事案に係る24の事業者に対して資料の提供を要求したところ、不実告知を誘引する可能性のあるマニュアルの記述、消費者への交付書面における「キャンセル不可」の記述等がいくつかの事業者に認められたため、これらを留意点として示した要請文の公表により、訪問買取を行う事業者に対し必要な対応を促した。	1	あり

【平成23年10月1日～平成24年3月31日（国会報告第5回）】

	実施時期	件名	内容	件数	情報提供
24	平成23年 11月21日	エア遊具の安全点検等の呼びかけ	幼児がボールプールタイプのエア遊具から出る際に、出入口に設置されていた網のほつれに指がからみ、指先を切断する事故が発生した。このような事故を防止するために、全国のエア遊具事業者や他の遊戯施設事業者に対し、遊具の点検と安全管理の徹底を呼びかけた。	1	無し
25	平成23年 11月22日	インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について	インターネットにおいて健康食品等の虚偽・誇大表示のおそれのある文言等を含む表示をしていた事業者に対し、表示の適正化を求めるメールを送信するとともに、このことをショッピングモール運営事業者にも通知し、協力を要請した。	1	無し
26	平成24年 2月3日	生食用食肉の表示基準に係る監視指導結果について	富山県等で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事件を受けて、平成23年10月1日より施行された生食用食肉の規格基準及び表示基準について、都道府県等が実施した監視指導結果を取りまとめるとともに、その結果を踏まえ、都道府県知事、保健所設置市長、特別区長に対して、生食用食肉の表示基準に係る監視指導の徹底・周知を要請した。	1	無し